

【記載例】

令和3年3月15日

※派遣契約締結の都度、通知が必要

(派遣元)

株式会社山口労働 御中

(派遣先)

株式会社△△産業

代表取締役 △△△△

派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知

労働者派遣法第26条第4項に基づき、派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を、下記のとおり通知します。

記

1 労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

株式会社△△産業 山口事業所

山口県山口市緑町〇〇〇〇番地

2 上記事業所の抵触日

令和6年4月1日

派遣受入開始日

令和3年4月1日

3 その他

事業所単位の派遣可能期間を延長した場合は速やかに、労働者派遣法第40条の2第7項に基づき延長後の抵触日を通知します。

※事業所の定義

- ・工場、事務所、店舗等、場所的に独立していること
- ・経営の単位として人事・経理・指導監督・働き方などがある程度独立していること
- ・施設として一定期間継続するものであること

などの観点から、実態に即して判断されます。

（雇用保険の適用事業所に関する考え方と基本的に同一です。）